

## 1 基本方針

- (1) 稚内市のアクションプランを意識した働き方を全教職員が進め、他の業界の働き方改革が新たなフェーズに入中、教育業界が疑念の目をもたれることなく「地域社会」や「今後の教育界を担う若い世代」から信頼されるよう取組を進める。
- (2) 学校運営協議会を通して、「地域社会が本格的に学校運営へ参画する初年度」と位置づけ、保護者や地域住民を加えた教育活動の推進を図る。
- (3) 働き方改革に資する取組の具体を一般職員間での協議を通して組み立て、継続的に改善を図る。

## 2 目標

- (1) 児童を最大限成長させられるよう、在校等時間の中での業務の効率化を図る。
- (2) 教職員が心身共に健康な状態で児童への教育活動を進めることができる体制をつくるため、勤務と勤務の間のインターバルを11時間【注1】は取ることができるようにする。  
→ 平日の在校可能時刻を21:00とする。(事案の対応時等は除く)
- (3) 全教職員において、月の時間外在校等時間が80時間以上となる職員をゼロとする。  
→ 80時間以内とするためには、月20日間の勤務として1日の時間外在校等時間(出勤時刻前と退勤時刻後の在校等時間)を4時間以内とする必要がある。遅くとも20:00には退勤することとなる。
- (4) 全教職員の年間時間外在校時間の平均時間をR4比で100時間 縮減する。  
【R4 結果 561時間 / R5 結果 510時間 / R6 目標 460時間以内】

【注1】・・・11時間の内訳(睡眠7時間、食事・風呂1.5時間、家事1時間、通勤0.5時間、余暇1時間)

## 3 令和6年度の具体の取組

- (1) 管理職員を中心に進めること
  - ① 完全退勤時刻の設定＝20:00を完全退勤時刻とし、これを超える場合は管理職員へ事前に申請する。また、申請した場合の最大勤務可能時刻を21:00までとし、勤務と勤務の間のインターバルを11時間取るようにする。
  - ② 市職員を含め、教育活動や事務を円滑に進める上での効率的な人員の配置・調整を図る。  
→ 年度途中でも必要に応じて体制を柔軟に組む
  - ③ 管理職員と教職員間での個別面談を通じた「働き方」に関する定期的な協議を行う。
- (2) 各分掌部会を中心に進めること
  - ① 宿題・家庭学習の在り方に関する家庭との協議(教務部)
    - ・ 教職員による宿題・家庭学習に関する事務の縮減
    - ・ 令和6年度は主体的な家庭での学習の在り方について保護者と協議を進める初年度とする
    - ・ 平日や長期休業中の宿題におけるデジタルドリルの活用
  - ② 朝学習や放課後補充学習を「基礎学力を確実に定着させるための時間・場」とするための組織的・効率的な指導体制の構築( )部
  - ③ 保護者や地域住民の授業への参画の機会の増加＝地域住民や保護者が授業の中で児童の支援(「〇つけ」や「発表の見取り」)にあたる体制の構築(地域コーディネーター&教務部)
    - ・ 低学年を優先に、外部人材の活用に積極的な学年・学級から入ってもらう
  - ④ 担任が「校外学習」や「外部講師を招へい」する際に、外部機関と初期に行う連絡調整を「地域コーディネーター」が担うシステムへの移行(教務部&地域コーディネーター)
  - ⑤ 教育活動における外部講師の招へい＝専門家による指導の積極導入(教員個々による教育課程の改善)

- ⑥ 日常的な事務の効率化
  - ・ 職員室を中心として効率的に校務を進めることができる執務環境づくり(事務職員による事務の効率化)
  - ・ 端末を活用した習熟状況の確認や評価活動(研修部)
- (3) コアチーム(総務部会)を中心に検討・協議すること
  - ① 「働き方」に関わる協議・検討の場を計画的に設定(月計画に位置付け)
    - 一般職員同士の協議・検討の場の設定＝分掌内での協議を学期に1回実施(6月/9月/1月)
    - 「総務委員会」にて分掌内での協議内容を交流 → 取組の企画、担当者による運営
  - ② 事務職員が1人体制に戻ることを見越した事務の更なる効率化
- (4) 教育行政サイドからの働き方改革の推進(市教委に進めていただくこと)
  - ① 効果的・効率的なICT環境の構築
    - ・ C4th(校務支援システム)については令和6年度に導入する小学校への助言に努める。
    - ・ ICT機器を通して学習指導・補充学習・家庭学習を進めることができる環境づくり
  - ② 留守番電話サービスの導入(土日の保護者からの緊急連絡先の設定)
  - ③ 「学校の働き方改革」に関して保護者や地域住民の理解を促進させるための継続的な広報活動
- (5) その他
  - ① 「学級運営のほとんどを担当が管理する」体制から「児童の自主性をベースに児童に活動を委ねる」体制への移行を図る。→業務・事務時間の縮減につながる多くの実践で明らかになっている「児童主体の教育活動」づくりを引き続き進める
  - ② 大きな生徒指導事案の未然防止
    - 特別委員会での支援を要する児童に関する定期的なアセスメント及び取組の継続的な改善

#### 4 その他、令和6年度に向けての改善事項

- (1) 校務の平準化
  - ① 持ちコマ数の平準化 → 5・6年担任持ちコマ数 22 時間、4 年担任持ちコマ数 23 時間
  - ② 分掌部内の事務の平準化 → 場合によっては複数体制で事務を推進
- (2) 児童を通しての集金をゼロにする
- (3) 7:50～8:00の時間帯の児童管理問題(教員の勤務開始時刻は8:00)
  - 令和6年度は7:55に、令和7年度は8:00に児童玄関を開放する
- (4) 児童下校後の事務時間の確保＝日課や指導計画の改善
  - 令和6年度は、「朝学習」と「南小タイム(ベルト学習)」を「朝学習(活動)」に一体化
- (5) 教職員にとってゆとりのある年間教育計画の策定
  - 教務部を中心に調整

5 令和6～8年度に道内の公立学校で求められていること(参考)

【重視する視点】

(1) 改革を「自分事」に

ワークライフバランスを意識した働き方の追求

⇒ 教職員のウェルビーイングの向上

⇒ 子どもたちの学びの伸長

(2) 「自走」するチーム

未来につながる教育活動の実現

⇒ 対話を通して学び合い・支え合うチームを構築

(3) 地域との「協働」

学校運営協議会と地域学校協働活動の一体的な推進

⇒ 地域住民・保護者・教職員の参画と熟議を通してバランスの取れた学校運営を実現

【重点的に実施する取組】

(1) ICTの活用による校務効率化の推進

(2) 保護者・地域住民等との連携・協働

(3) 部活動休養日の完全実施

(4) 教頭の業務縮減

(5) 働き方改革の意識を高める取組の推進

(6) メンタルヘルス対策の推進等

6 対外的には文言化しないこと

【基本方針(1)に関わって】

(1) 平日の夜間の勤務では、必要な箇所のみで照明を使用する。(不要な箇所は消灯を徹底する)

(2) 休日の校内での業務を否定するわけではないが、「地域の目」を意識した校舎の使用を心掛ける

① 照明の使用は避ける＝明るいうちに校舎を使用する

② 車は校舎裏に駐車する

※ 市民の目線に立ち校舎を使用する

(3) 休日の電話には対応しない

保護者からの緊急連絡を受ける手段を設定する必要があるのかを含め、市教委へ確認

⇒ 地域社会への繰り返しの周知